まちづくり環境委員会 令和3年9月29日 環境清掃部 資料4番 所管 環境対策課

(仮称) 大田区ハト・カラスへの給餌による被害の防止に関する条例(案) に対する区民意見等の募集について

1 背景、目的

ハト・カラスなどへの給餌は、えさに集まるハト・カラスのフンや羽毛などによる生活環境の悪化、生態系への影響などの様々な被害を及ぼしている。 しかしながら給餌行為を規制する根拠法令はないことから、こうした行為について一定のルールが必要であると考える。

ついては、以下の通り、区民の健康や安全安心な暮らしを守るために「(仮称)大田区ハト・カラスへの給餌による被害の防止に関する条例」を策定する。

2 条例(案)の骨子

項目	骨子
対象となる動物	自ら所有せず、かつ占有しないハト・カラス (ドバト、ハシ ブトガラス、ハシボソガラス)
区民等の責務	ハト・カラスへの給餌による被害(鳴き声、ふん尿による臭い、羽毛、威嚇等)を生じさせることのないよう努めなければならない。
禁止行為	公共の場所 (道路・公園等)において、ハト・カラスへ給餌 を行うこと。
	<u>公共の場所</u> において、ハト・カラスへの <u>給餌による被害</u> を生じさせること。
違反者への対応	違反者には注意、指導を行う。 <u>公共の場所に被害を生じさせた場合</u> は、注意を行い、従わない場合は指導書を交付する。交付後も違反を繰り返した場合は5万円以下の過料を科す。
スケジュール	令和4年第1回定例会に議案を提出する予定。

3 パブリックコメントの実施期間 令和3年10月15日(金)から11月5日(金)までの間(3週間)

4 募集方法

- (1)パブリックコメントの実施期間中に、条例案の概要を区のホームページに 掲載するとともに、区政情報コーナー、各特別出張所、環境対策課におい て閲覧できるようにしたうえで、区民一般から意見を募集する。
- (2) 意見の提出は、環境対策課への郵送、ファクシミリ、電子メール、持参又は各特別出張所への持参によって受け付ける。